

第4回 本部拠点区分 からの支出と その後の会計処理

(株) 福祉総研代表取締役・上席研究員
松本和也

Q

法人本部の職員の給与や、法人全体での業務委託費等はどのように処理すべきでしょうか。

複数の施設等を運営する法人では、事務長などの法人本部に所属する職員が全職員の給与計算を行うなど、法人全体の業務に携わることがあります。本来これらは各施設で事務職員が行うことが想定されている業務であることは、委託費や施設型給付費に事務職員雇上費加算などの加算措置が採られていることからわかります。しかし近年の社会福祉法人では、複数の施設や異なる事業種別の施設等の運営など、比較的規模の大きい法人も増えています。

一般に法人本部には収入がほとんどなく、そのため本部独自の財源でこれらを賄うことは不可能ですが、理事会等の本部運営業務そのものが社会福祉事業の適切な運営を遂行するために必要不可欠なものであることから、一定のルールのもとで委託費等を本部の経費に充当することが認められています。

このような場合には、*1のように本部拠点区分の会計処理において費用とし、その額を施設拠点区分から繰り入れて充当するという処理を行います。本部拠点区分の費用を複数の施設で負担させる場合

* 1

| |
|---|
| (本部拠点区分の処理) (借方) 職員給料 / (貸方) 現金預金 (借方) 現金預金 / (貸方) 拠点区分間繰入金収益 (施設拠点区分の処理) (借方) 拠点区分間繰入金費用 / (貸方) 現金預金 |
|---|

には、法人の定める一定の割合で算定した額を配分して繰り入れる処理を行います。なお、一度定めた割合の基準は、特別な事情がなければ、安易に変更せず継続的に使用する必要があります。

以上のような処理は、本部拠点区分の人件費以外の費用（例えば役員報酬、理事会開催費用や登記費用など）についても同様に行います。本部の通帳を通さずに施設の通帳から直接支払うことも可能ですが、その場合にも会計処理は*2のように本部拠点区分の費用としたうえで、施設拠点区分からの繰入とする必要があります。

* 2

| |
|--|
| (本部拠点区分の処理) (借方) 役員報酬 / (貸方) 拠点区分間繰入金収益 (施設拠点区分の処理) (借方) 拠点区分間繰入金費用 / (貸方) 現金預金 |
|--|

そうしなければ、本部の運営経費がいくらかかったのかが計算書類等から把握できないからです。この場合、資金収支計算書の表示方法については、会計ソフトによって異なりますので注意が必要です。

以上の会計処理は、法人全体の運営のための費用を本部拠点区分に計上し、各施設で配分して負担させる方法ですが、本来施設で負担すべき費用を本部でまとめて支出するケースもあります。例えば、給食材料費の購入価額を下げの一つの方策として、法人全体で一括して同一業者と契約することがあります。この給食材料費をまとめて本部拠点区分の通帳から支払った場合に前記のような処理を行ってしまうと、施設の計算書類には「拠点区分間繰入金費用(支出)」が表示されてしまい、本来の「給食費(支出)」としての表示ができなくなってしまう。このように、法人の運営費用ではなく単に施設で支払うべき費用を本部拠点区分で一時的にまとめて支払っている場合には、処理方法に注意する必要があります。

例えばこのような場合には、*3のような処理を

* 3

〈本部拠点区分の処理〉
〈借方〉拠点区分間貸付金／〈貸方〉現金預金
〈施設拠点区分の処理〉
〈借方〉給食費／〈貸方〉拠点区分間借入金

行うことが考えられます。

この処理を行う際に、本部拠点区分の借方を「立替金」とする法人も見られますが、本来立替金は法人外部に対する支払いを表すもので、この例のように法人内部における立替え支払いには使用できません。一方「拠点区分間貸付金・借入金」は一時的に“貸している”、“借りている”状態を表す勘定科目で、内部取引消去を行うことを考慮してもこの勘定科目を使用することが適切です。「拠点区分間貸付金・借入金」は、実際に現金を貸し借りした時に限って使用する勘定科目ではなく、貸している状態、借りている状態を示す勘定科目であることを理解する必要があります。なお、この処理を行った後には実際に施設拠点区分の通帳から本部拠点区分の通帳にお金を移動し、それに合わせて拠点区分間貸付金・借入金を消し込みます。

また特に保育所の場合は、委託費の資金運用ルールも忘れることができません。保育所の委託費はもともと、保育所に在籍する児童の保育のためにのみ使用することができます。しかし施設を運営する法人の運営経費も必要不可欠な費用と考えられること

* 4

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」
(平成30年4月16日／府子本第254号・雇児発0903第6号)

3 前期末支払資金残高の取扱い

(2) 前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職(当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会)の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。(略)

① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費(②以降省略)

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について
(平成27年9月3日／府子本第256号・雇児発0903第2号)

(問13) 経理等通知の2(1)及び3(2)に関して、当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答) 前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。(以下略)

から、一定の要件を満たす保育所に限って*4のような弾力運用が認められています(下線は筆者)。

ここでは要件等の詳述は避けませんが、保育所を経営する法人の運営に必要な経費は、予算編成などに際して理事会の承認を得て、委託費を財源として本部拠点区分へ繰り入れて充当することができます。ただし“充当することができる”と記載があるように、本部からの実支払額を超えて繰り入れることはできず、支出額とまったく同額だけ繰り入れることができる、という点に注意することが必要です。

なお、認定こども園(幼保連携型でも保育所型でも)における施設型給付費については、その用途に一切の規制はなく(社会福祉法人としての用途範囲には注意が必要です)、本部拠点区分への繰入についても制限はないので、本部拠点区分からの実支出額を超過して施設拠点区分から繰り入れることも可能です。

以上のように、法人を運営するために本部拠点区分から支出する額(役員報酬、理事会費用、登記費用、保険料など)は、本部拠点区分からの支出相当額を施設拠点区分から繰り入れて充当する処理とし、もともと施設拠点区分で支出すべき額を便宜上本部拠点区分から支出した額は、施設拠点区分において適切な費用(支出)として計算書類に表示する処理とすることが妥当と考えられます。